

指定管理施設における指定管理期間の延長について

1. 基本方針

新型コロナウイルス感染拡大を受け、令和2年度に実施予定であった以下の対象指定管理施設について指定管理者選定事務を取り止め、現行の指定管理者との契約を原則1年間延長したいと考えています。

2. 対象指定管理施設及び指定管理者

施設名	指定管理者	現指定期間	方 針
文化博物館	小学館集英社プロダクション・鹿島建物共同事業体	2016年4月1日～ 2021年3月31日	指定管理期間を2年間延長し、2023年3月31日までとする。 (特別展の準備等に期間を要するため)
勤労福祉会館 中高年齢労働者福祉センター	日本環境マネジメント株式会社	2018年4月1日～ 2021年3月31日	指定管理期間を1年間延長し、2022年3月31日までとする。
総合福祉センター	社会福祉法人明石市社会福祉協議会	2016年4月1日～ 2021年3月31日	指定管理期間を1年間延長し、2022年3月31日までとする。

※少年自然の家については、今後のあり方について、地域と意見交換中であるため、別に検討します。

3. 今後のスケジュール

- ・各施設担当課から各指定管理者に指定管理期間延長の方針を打診し、了承を得る。
- ・各施設担当課から各指定管理期間延長の議案を9月市議会に上程、議決を得る。